

# U・Iターン促進ポータルサイト等制作業務に関する説明書

平成26年6月

## 1 委託業務の名称

U・Iターン促進ポータルサイト等制作業務

## 2 目的

地方都市では少子化の進行や就職機会の減少による大都市圏への人口流出により、地域の働き手、担い手である若者の人口減少が進み、地域の活力低下が危惧されている。

本事業は、Uターンを希望する本市出身の学生や社会人、地方へのIターン希望者等に対し、ニーズに合った情報を効果的に伝えることにより、「長岡暮らし」をイメージさせ、本市へのU・Iターンの検討へと結びつけることを目的とし実施するもの。

## 3 業務の概要

### (1) U・Iターン促進ポータルサイト制作業務

#### ア ポータルサイトの制作

長岡の魅力や暮らしやすさを紹介するとともに、U・Iターンに関心のある若年層のニーズに合い、「長岡で働きたい、暮らしたい」と思わせるような魅力あふれるサイトを制作する。

- (ア) 規格 閲覧者にとって見やすく、使いやすく、分かりやすい内容、構成  
スマートフォンからの閲覧にも対応
- (イ) コンテンツ 就職・住まい・暮らし・子育て・教育を基本とし、必要に応じ追加する
- (ウ) 機能 ユーザー登録機能（今後メールによる情報発信を実施するため）  
閲覧者の分析機能
- (エ) 更新 市担当からの依頼により、受託者が作業を実施  
更新作業は基本的には月2回程度を見込んでいるが、開設初期（概ね3ヶ月程度は、必要に応じて随時実施する
- (オ) 運用 サーバーは受託者で用意し、基本的な管理を実施  
詳細は別紙「システム運用要件」参照
- (カ) 納期 平成26年9月上旬

#### イ PRチラシの制作

ポータルサイトの周知を図るため、サイトへの誘導を目的とした、PRチラシを制作する

- (ア) 規格 サイズ、様式は指定しない。PCまたはスマートフォン等からも簡単に閲覧できるような工夫をする
- (イ) 部数 10,000部
- (ウ) 用途 イベント等での配布、関係機関窓口への設置など
- (エ) 納期 平成26年9月上旬

## (2) 広報宣伝業務

「長岡で生まれた人、育った人、帰りたいと考えている人」など、長岡にゆかりのある人達やその家族に対し、効果的な広報宣伝を実施する。

### ア 広告業務

バナー広告や雑誌広告など、より効果的な媒体を用い、ポータルサイトへの誘導と長岡へのU・Iターンを促すような内容の広報を積極的に実施する。

(ア) 媒体 特に指定はありません

(イ) 時期 平成26年9月以降

### イ ノベルティの制作

U・Iターンに関するイベントをはじめ、あらゆる場面で配布でき、手に取った人達に「長岡」をイメージ付けるようなノベルティを制作する。

(ア) 規格 食品を除く、身近で使うことができる実用品、使用（消費）期限が無いもの  
持ち運びに負担が少ないもの

(例) 付箋、ボールペン、クリアファイル等文具類、ティッシュ類等

(イ) 個数 10,000個

(ウ) 納期 平成26年9月上旬

## (3) 長岡紹介リーフレット制作業務

U・Iターン希望者に対し、長岡がどういった「まち」で、どのような特徴があるのかを簡潔に分かりやすく紹介し、長岡へのU・Iターンをイメージできるようなリーフレットを制作する。また、単に情報だけを掲載したものにならないよう、デザインにも特徴を持たせたものとする。

(ア) 規格 サイズ、様式は指定しない。

(参考) 長岡エリア観光ガイド&マップ (A2直角四つ折り)  
程度の情報量を想定

(イ) 部数 10,000部

(ウ) 用途 U・Iターンイベント等での配布、関係機関窓口への設置のほか、長岡市を簡潔にイメージさせる説明用の資料としても活用する予定

(エ) 納期 平成26年8月下旬

### ※著作権の帰属

本委託事業の受託者は、本委託事業により作成されたホームページ等の成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を長岡市に無償譲渡するものとする。

## 4 対象事業者等

(1) 長岡市内に本社または支店機能が所在する事業者であること。

(2) 過去2年間の間に、自社でホームページの制作実績があり、受託業務を効果的に企画、実施できる社内体制が整備されていること。(ポータルサイト制作以外の業務については、長岡市と協議のうえ、必要に応じ一部を外部委託することを認める。)

- (3) 障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業は、直近の障害者の雇用率が、法定雇用率を超えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (6) この公告日以降に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) この公告の日以降に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 5 委託契約期間

平成 26 年度            平成 26 年 7 月中旬（予定）から平成 27 年 3 月 31 日まで

## 6 委託費

4, 500, 000 円（税込）以内とする。

（示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではありません。）

## 7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考。

## 8 提案書の作成

### (1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは「U・I ターン促進ポータルサイト等制作業務」における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部を作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ当市と協議しながら行う。

### (2) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

#### ア 会社概要（様式任意）

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地

- ・資本金
- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- ・業務内容

イ 過去2年間における主なホームページ制作実績（様式任意）

ウ 今年度の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ）

エ 本業務の担当予定者の氏名（様式任意）

担当予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。

オ 本業務への取組体制（様式任意）

本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制。

カ 提案内容（様式任意）

提案は説明書の記載内容に従って明瞭に作成すること。なお、提案に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・U・Iターンの促進について、貴社の現時点における認識や考え方を記載すること。
- ・全体として各事業が連動した企画提案になっていること。
- ・U・Iターンのメインターゲットとなる若年層（20代、30代、結婚・子育て世代）のニーズを意識した企画提案であること。
- ・提案書は、完成品をイメージできる内容とするが、使用する写真等は既存のパンフレットやホームページ等から流用したものを使用して差し支えない。
- ・ポータルサイト制作以外の業務を外部へ再委託する場合は、再委託する業務と再委託先（会社名、所在地、代表者名）を記載し、再委託の理由も明記すること。

キ 貴社のアピールポイント

ク 費用見積り

事業費見積額の算出根拠として、各業務別に具体的な内容と経費（千円単位）で記載すること。また、ポータルサイトの制作については、次年度以降のランニングコストも記載すること。

※業務別経費割合の目安

(1) HP : (2) 広報宣伝 : (3) リーフレット = 5 : 4 : 1

ケ 業務スケジュール

契約後の業務実施スケジュール

(3) 提案書の書式

- ・A4判横書きとし、8(2)ウ、エを除き片面10枚以内に簡潔にまとめてください。用紙の使用は、縦・横を問いません。
- ・表紙の記述項目は、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号、eメールアドレスとします。

## 9 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

ア 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、

ファクス及び電子メールとします。

ただし、ファクス及び電子メールの場合は、着信を確認してください。

- イ 提出先 長岡市商工部商業振興課  
住 所 〒940-0062  
長岡市大手通 2-6  
フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎 6階  
長岡市 商工部 商業振興課 雇用促進係  
電 話 0258-39-2228  
FAX 0258-36-7385  
e-mail syougyo@city.nagaoka.lg.jp
- ウ 提出期限 平成26年6月19日（木曜日）午後5時

## (2) 提案書

- ア 提出方法 5部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着。）
- イ 体 裁 片面印刷とし、左上1ヵ所をホチキス止めすること。
- ウ 提出先 長岡市商工部商業振興課（参加表明書提出先に同じ）
- エ 提出期限 平成26年7月2日（水曜日）午後5時
- オ ヒアリング 期日：平成26年7月4日（金曜日）  
会場：長岡市役所大手通庁舎 7階 コラボレーションルーム  
ヒアリングの参加者は2名までとし、プレゼンターには、選考された場合に  
当市を担当する者を指定します。  
※上記担当者は、原則、契約を継続している間、当市を担当していただくこ  
ととします。  
※ヒアリングの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者  
が確定後、別途通知します。ヒアリングの順は、参加事業者名称の五十音  
順とします。  
※ヒアリングは提案書の他、PC（スクリーン）を使用した説明も認めます。

## 10 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により行うものとし、ファクスまたは電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とします。電話による質問は一切受け付けません。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

- ア 質問の受付及び回答課 長岡市商工部商業振興課
- イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から  
平成26年6月23日（月曜日）午後3時まで

- (2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成26年6月25

日（水曜日）までに参加表明書を提出した者全員に回答します。

## 11 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の各要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

## 12 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

## 13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出いただいた提案書は、返却しません。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。

担 当：長岡市 商工部 商業振興課 雇用促進係  
住 所：〒940-0062  
新潟県長岡市大手通2-6  
フェニックス大手イースト長岡市役所大手通庁舎6階  
電 話：0258-39-2228  
F A X：0258-36-7385  
e-mail：syogyo@city.nagaoka.lg.jp

## 別紙 システム運用要件

### 1 システム運用要件

#### (1) サーバ設定

- ①利用者がストレスなくスムーズに利用可能な回線等を準備すること。  
(想定アクセス数：5千件/月)
- ②市のホームページからスムーズにリンクするアドレス等を設定すること。

#### (2) 運用環境およびデータセンター仕様

- ①4時間連続運用を行うこと。
- ②全ての機器等の管理は受託者の責において行い、責任の所在が不明確とならないよう、運用管理体制を構築すること。
- ③機器は全て二重化し、システムのメンテナンスや設定変更、データの差し替え等で機器の停止や再起動時であっても、常時いずれかの機器からサービスを提供することにより、全体のサービス自体が停止しない体制とすること。
- ④提供する情報の正確性を期すために、第三者による不法アクセスや情報改ざん等を防止するため、必要となるセキュリティ対策に充分対応すること。
- ⑤使用するデータセンターは日本国内に有し、ISMS (ISO/IEC 27001) 認証の取得設備であることを必須とし、地震、水害、落雷及び不正アクセス等に対し、十分な対策が講じられていること。

#### (3) アクセスログ報告

- ①本システムに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月1回報告するものとする。
- ②本業務終了時においては、1年間のアクセス状況を取りまとめて、年間のアクセスログ報告書を作成するものとする。
- ③アクセスログに関する項目は、長岡市と協議の上、決定するものとする。

### 2 データ運用要件

#### (1) データバックアップ

- ①本システムに搭載されるデータについては、定期的にバックアップを行うこととし、バックアップメディアを管理すること。
- ②データのバックアップは、月次に行うものとし、それぞれ、2世代まで保管しておくこと。
- ③運用期間中、毎年1回、搭載されている全てのデータを記録媒体に保存し、甲に納品するものとする。